

西宮市地域子育て支援拠点事業実施団体指定審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、西宮市地域子育て支援拠点事業（以下、事業という）の実施について、事業を開始しようとする団体（以下、「応募者」という。）及び既に事業を実施し、指定期間終了後も事業を継続する団体（以下、「事業者」という。）から提出された計画書等により、団体の事業における企画・実施能力等を審査し、事業を実施する団体の指定を行うため、西宮市地域子育て支援拠点事業実施団体指定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 審査会は、応募者及び事業者の作成した事業計画等を審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会の委員は、子育て支援部長、子育て事業部長、子育て総合センター所長の計3名で構成する。

2 会長に子育て支援部長、副会長に子育て事業部長をもって充てる。

3 審査会は、学識経験者等によるアドバイザーを置き、審査にあたっての意見や助言を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業の実施団体を指定し、市長への報告をもって終了するものとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、審査にあたって、必要な場合には応募者及び事業者を出席させて事業

計画についての説明を求めることとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、西宮市こども支援局子育て支援部子育て総合センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。